

# 日常点検、定期点検、簡単なメンテナンス

お車をご使用の方の安全と車を快適にご使用いただくために、道路運送車両法に準じて1日1回の日常点検と6か月、12か月毎の定期点検整備を設けてあります。

安全快適にお乗りいただくために、必ず実施してください。



点検整備の方法を正しく行わないことや、不適当な整備、未修理は、転倒事故などを起こす原因となり、死亡または重大な傷害に至る可能性があります。

- 点検整備は、取扱説明書・メンテナンスノートに記載された点検方法・要領を守り、必ず実施してください。
- 異状箇所は乗車前に修理してください。

各点検、メンテナンス等については、以下のページをご覧ください。

|             |    |
|-------------|----|
| 1か月目点検について  | 42 |
| 交換部品について    | 42 |
| 日常点検        | 43 |
| メンテナンス部品配置図 | 44 |
| 定期点検        | 46 |
| 6か月点検項目     | 47 |
| 簡単なメンテナンス   | 48 |
| ブレーキ        | 49 |
| タイヤ         | 54 |
| ドライブチェーン    | 58 |
| エンジンオイル     | 60 |
| クラッチ        | 65 |
| エアクリーナ      | 66 |
| ケーブル・ワイヤ類   | 69 |
| ブリーザドレン     | 70 |